

トラック賠償責任保険 MAX-MAX



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保
NKSJグループ

2010年4月改定



さまざまな損害賠償責任を

トラック賠償責任保険 MAX-MAXとは

輸送を委託された受託貨物に損害が生じた場合に、運送事業者の皆様が運送契約に基づいて、荷主様または元請運送人様（貴社に貨物の輸送を委託した運送人を含みます。）に対して負担する法律上または運送契約上の損害賠償責任、および輸送に付随する作業中に人身事故や財物事故を生じさせた場合に被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任を1年間包括的に補償する運送保険です。



お引受けは

自動車保険と同様に貴社が所有される車両を特定し、1台ごとに年間保険料を算出してお引受けする「車両特定方式」と前年度売上高（消費税込み）により年間保険料を算出してお引受けする「売上高方式」*の2種類があります。

*売上高方式でお引受けする場合、ご契約時に告知書、および決算報告書などの前年度売上高が確認できる資料をご提出いただきます。このご契約に適用する前年度売上高は、企業全体の売上高とし、消費税込みの数値とします。なお、対象業務が非課税取引の場合など、対象業務において消費税を領収していない場合には、申告された「消費税を含まない金額」を売上高とします。（ご申告いただいた内容が事実と相違する場合、ご契約を解除させていただくことがあります。その場合は保険金のお支払いはできなくなりますので、ご注意ください。）

(1) ご契約に際して次の事項を確認させていただきます。

- | | |
|--|---|
| ①ご契約車両の登録番号（「車両特定方式」の場合）または前年度売上高（消費税込み）（「売上高方式」の場合） | ④輸送中、仮置中のご契約金額（1事故でん補限度額）、自己負担額（免責金額） |
| ②主要な荷主様、貨物の種類 | ⑤その他「ヒアリングシート」に記載の項目（保険料のお見積りにあたり、別紙の「ヒアリングシート」にご記入ください。） |
| ③契約条件（「オール・リスク担保」条件または「特定危険担保」条件） | |

(2) 保険料のお払込方法は

年払（1回払）の他2回払、4回払、12回払があります。
分割払にてご契約の場合、第2回目以降の保険料は、払込期日までにお払い込みください。

(3) 「車両特定方式」の車両入替、増車、減車について

「車両特定方式」でご契約いただいた場合、ご契約期間中に新たに貨物自動車を取得したことにより当初ご契約いただいた貨物自動車を入替える場合、追加（増車）する場合や廃車・譲渡などによりご契約の対象から除く（減車）場合は、遅滞なく日本興亜損保へ書面にてご連絡ください。

※全車両を一括して付保している車両特定方式による引受けは、一定の期日までは書面によるご連絡が猶予されます。その場合、一部条件に制限がかかります。詳しくは、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

※貨物の積載の有無にかかわらず貨物自動車が全損となった場合や盗難にあわれた場合などで廃車する際にも書面によるご連絡が必要です。

1年間補償する運送保険

トラック賠償責任保険 MAX-MAXの特徴は

①輸送中、仮置中、荷役作業中のリスクを切れ目なくまとめて補償します

受託貨物の輸送中、仕分け・配達待ちなどのための仮置中、およびこれに伴う荷役作業中の危険を、この保険1つで切れ目なく補償します。(車両特定方式でお引受けの場合は、ご契約時に車両の登録番号をあらかじめご通知していただき、ご契約時に特定した車両による場合とさせていただきます。またご契約時に特定した車両に連結されているシャシーによる輸送中も補償します。)

②「オール・リスク担保」条件です

偶然な事故によるさまざまな損害を補償する「オール・リスク担保」条件を基本条件としておすすめします。ただし、この保険の対象とならないものや受託貨物によっては補償内容が制限されるものがありますので、「トラック賠償責任保険MAX-MAXの対象貨物は」をご覧ください。
※「特定危険担保」条件でのお引受けも可能です。

③第三者賠償責任も補償します

荷役作業中に通行人にケガをさせたり、受託貨物の搬入中に建物の壁を破損させてしまった場合などに、貴社が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任についてもてん補限度額を限度として保険金をお支払いします。

④残存物取り片付け費用・廃棄費用もお支払いします

損害を受けた受託貨物の処理について、残存物取り片付け費用・廃棄費用を合算して受託貨物の損害額(自己負担額(免責金額)を差し引く前の損害額とします。)の10%もしくは100万円のいずれか低い額を限度に実際に要した額をお支払いします。(ただし、日本興亜損保が認めた場合に限りです。)

⑤検査費用もお支払いします

受託貨物または輸送用具に保険事故が発生した場合に、検査費用を1事故につき100万円を限度として実際に要した額をお支払いします。(ただし、日本興亜損保が認めた場合に限りです。)

⑥突発的な高額リスクに対応します

基本契約が「オール・リスク担保」条件の場合、一時的、突発的に高額な貨物を輸送するのに備え、割増保険料をお払い込みいただくことにより基本契約のご契約金額(1事故てん補限度額)の5倍まで「特定危険担保」条件で補償する高額危険担保特約を付帯することができます。(下請運送人の車両については対象外とします。ご契約車両の一部のみに付帯することはできません。)

⑦「売上高方式」または「車両特定方式」で全車両を一括してご契約いただいた場合、登録番号を特定できない下請運送人による備車リスクも補償します

※ただし、「車両特定方式」の場合は1事故につき20万円もしくはこの保険契約の最も高い自己負担額(免責金額)のいずれか高い額が適用され、保険金として支払う額は、ご契約時に特定した車両のご契約金額(1事故てん補限度額)のうち、最も高い額が限度となります。

詳しくは、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。



お支払対象は

(1) 受託貨物賠償責任

●荷主様または、元請運送人様(貴社に貨物の輸送を委託した運送人を含みます。)に対して法律上および運送契約上の損害賠償責任を負担されることによって生じた損害賠償金

●日本興亜損保が必要または有益と認める損害防止費用

●残存物取り片付け費用・廃棄費用

受託貨物に保険金を支払う対象となる損害が発生した場合において、その損害が生じた受託貨物の日本興亜損保の承認を得た残存物取り片付け費用・廃棄費用に対してお支払いする費用保険金です。1事故について受託貨物の損害額(自己負担額(免責金額)を差し引く前の損害額とします。)の10%もしくは100万円のいずれか低い額を限度に実際に要した額をお支払いします。

●検査費用

受託貨物または輸送用具に事故*が発生した場合に、日本興亜損保または日本興亜損保が認める検査人もしくは鑑定人が、受託貨物の検査を必要かつ妥当と判断した場合に、受託貨物の損害の有無にかかわらずお支払いする費用保険金です。1事故につき100万円を限度として実際に要した額をお支払いします。

●継搬費用

受託貨物または輸送用具に事故*が発生した場合に、受託貨物の損害の有無にかかわらず、受託貨物を最終仕向地へ輸送するために要した継搬費用(日本興亜損保の承認を得た代車費用、けん引費用、中間地における荷卸し、陸揚げ、保管または再積み込みの費用をいい、燃料代、高速料金、航空運賃を含みません。)に対してお支払いする費用保険金です。1事故につき100万円を限度として実際に要した額をお支払いします。

*「輸送用具の事故」には、偶然な事故によらない輸送用具の故障、ガス欠、バッテリーあがりまたはタイヤのパンクによる損害を含みません。

※保険金のお支払い後もご契約期間中の補償は終了せずご契約金額(1事故てん補限度額)は減額されません。

※受託貨物にかかる保険金についてのみ1事故あたりに自己負担額(免責金額)が適用されます。

(2) 第三者賠償責任

●輸送に付随する作業中の事故により、法律上の損害賠償責任を負担することによって生じた損害賠償金

(例) 対人賠償……治療費用など

対物賠償……修理費用など

(ただし、対人1事故、年間通算てん補限度額▶1,000万円 となり、1事故あたりに自己負担額(免責金額)5万円が適用されます。)
対物1事故、年間通算てん補限度額▶200万円

受託貨物にかかわるお引受条件・保険金のお支払いの対象となる主な損害は

(1) お引受条件

① 「オール・リスク担保」条件

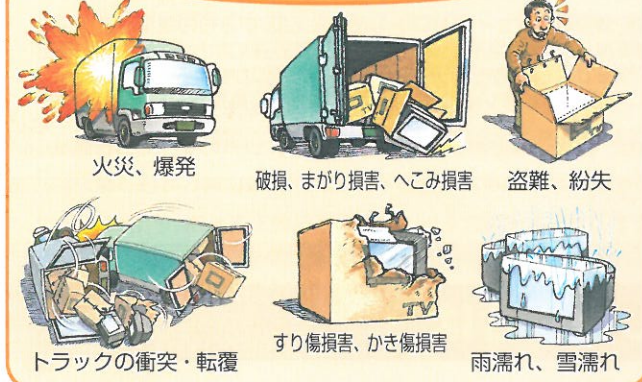
輸送中・仮置中・輸送に伴う荷役作業中の受託貨物に生じたさまざまな偶然な事故に関して、法律上または運送契約上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、ご契約金額(1事故でん補限度額)を限度に保険金をお支払いします。

② 「特定危険担保」条件

輸送中の受託貨物に生じた特定の危険(下記ご参照)による事故に関して、法律上または運送契約上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について、ご契約金額(1事故でん補限度額)を限度に保険金をお支払いします。

(2) お支払いの対象となる主な損害

「オール・リスク担保」条件



「特定危険担保」条件



損害の事由	オール・リスク担保	特定危険担保
火災・爆発	●	●
トラックなどの輸送用具の衝突・転覆	●	●
カーフェリー*の沈没・座礁・座州・衝突	●	●
航空機の墜落・不時着	●	●
破損・まがり損害・へこみ損害・汚損	●	×
すり傷損害・かき傷損害	●	×
雨濡れ・雪濡れ	●	×
虫食い損害・ねずみ食い損害	●	×
盗難・紛失・不着	●	×
漏出・混合	●	×

●保険金をお支払いします。×保険金をお支払いできません。
*カーフェリー以外の船舶は対象となりません。

対象貨物は

貴社が輸送を受託したすべての貨物が対象となります。

ただし、次のトラック賠償責任保険 MAX-MAX の対象とならないもの、保険条件が制限される貨物がありますのでご注意ください。

(1) トラック賠償責任保険 MAX-MAX の対象とならないもの

対象とならないもの ●新株券 ●貨物を輸送するための輸送用具(トレーラー・シャシーなどを含みます。) ●通い箱、梱包および(カートンなどの)外装自体

(2) 保険条件が制限される貨物

●次の貨物については、お引受条件を「オール・リスク担保」条件でご契約いただいた場合でも下表の保険条件が適用されます。

貨物	基本条件	追加担保条件*1
① 青果物、生鮮食料品、植物(植木・苗・生花)	「特定危険担保」条件	盗難および各荷造りごとの不着による損害
② 冷凍・冷蔵・保温・保冷貨物	「特定危険担保」条件	盗難および各荷造りごとの不着による損害、冷凍・冷蔵・保温・保冷装置の破損・故障を原因とする温度変化による損害
③ 自動車(作業用特殊自動車、自力走行可能な重機・建機、中古自動車、自動二輪車を含みます。)、原動機付自転車	「特定危険担保」条件	盗難による損害、貨物である自動車の積込み・荷卸し時においては、「自力走行の自動車特別約款」に従います。
④ コンテナ自体	「特定危険担保」条件	盗難、不着による損害
⑤ ばら積み貨物(液状、粉状、気状、結晶状、塊状、粒状などの形状で、個数によらず重量または容積により取り引きが行われ、輸送用具にそのまま積載される貨物(いい、タンク入り液状貨物を含みます。))	「特定危険担保」条件	輸送用具1台ごとの盗難および不着による損害
⑥ 家畜、生動物、生魚	「特定危険担保」条件	「特定危険担保」条件による1頭(または1匹)ごとの死亡損害のみ担保
⑦ 貨物が野積みされている期間、被覆の完全でない輸送用具に積まれている期間	「特定危険担保」条件	「特定危険担保」条件
貨物	基本条件	制限条件**
⑧ 中古貨物(法人の事務所移転のために輸送される什器・備品を含みます。)	「オール・リスク担保」条件	すり傷損害、かき傷損害、まがり損害、へこみ損害、ひび割れ損害、汚損不担保(ただし、ご契約期間中の偶然かつ外来の事由によることが明らかな場合を除きます。)
⑨ 美術品・骨とう品類、宝石・真珠・貴金属類	「オール・リスク担保」条件	○格落ち損害不担保とします。 ○1事故あたりのてん補限度額: 10万円
⑩ 楽器類	「オール・リスク担保」条件	○格落ち損害不担保とします。 ○音律調整費用不担保とします。 ○1事故あたりのてん補限度額: 10万円
⑪ 貨紙幣類(金・銀・白金の地金を含みます。)、有価証券	「オール・リスク担保」条件	○1事故あたりのてん補限度額: 10万円 ○荷主様が「貴重品」であることを告げて輸送するものに限りです。
⑫ 引越荷物(個人の家財、法人の事務所・工場などの移転に伴う什器・備品など)	「オール・リスク担保」条件	○中古貨物については、すり傷損害、かき傷損害、まがり損害、へこみ損害、ひび割れ損害、汚損不担保とします。(ただし、ご契約期間中の偶然かつ外来の事由によることが明らかな場合を除きます。) ○1梱包あたりの支払限度額: 30万円 ○対象とならない貨物…前記(1)の「対象とならない貨物」に加え、記念品、コレクション、記念写真、書類、設計書、図案、フロッピーディスクなど、客観的な価値の算出が不可能なもの ○保険条件が制限される貨物…引越荷物以外の保険条件が制限される貨物に同じ ※「引越荷物特別約款(トラック賠償責任保険 MAX-MAX 用)」によるお引受けとなります。

*1 「追加担保条件」とは、「基本条件」による損害に加えて補償される保険条件のことをいいます。

*2 「制限条件」とは、「基本条件」から一部補償が制限される保険条件のことをいいます。

●お引受条件を「特定危険担保」条件でご契約いただいた場合は、上記の制限される貨物については次の保険条件となります。

- 上記表の①から⑥は「基本条件」に記載された保険条件による補償のみとなります。「追加担保条件」に記載されている条件は補償されません。
- 上記表の⑥、⑦は上記表の保険条件のとおりとなります。
- 上記表の⑧から⑫は「オール・リスク担保」条件を「特定危険担保」条件に読み替えます。⑧は「特定危険担保」条件のみとし、⑨から⑫については1事故あたりのてん補限度額(1梱包あたりの支払限度額)、音律調整費用不担保などの制限条件がそのまま適用されます。



保険金をお支払いできない主な損害は

次のような場合には、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)またはこれらの者の使用人の故意による損害
- 貨物の自然消耗、固有の欠陥・性質による損害(例えば腐敗、変質、さびなど)
- 荷造りの不完全、輸送用具、輸送方法などの安全輸送不適による損害
- 貨物の積載重量、積載方法などに係る法令違反による損害(例えば高さ制限(3.8m)、幅、長さ制限違反など)
- 無免許・無資格運転、飲酒運転により輸送用具が運転されている間に生じた損害
- 運送の遅延による損害
- 逸失利益などの遅延賠償金・違約金・感謝料などの間接損害
- 不可抗力による損害(例えば停車中に追突された場合などのもらい事故による損害=運送事業者の皆様が過失がない事故による損害)
- 戦争、ストライキ、暴動などによる損害
- 原子核反応、原子核崩壊によって生じた損害
- 陸上(湖川を含みます。)にある貨物の地震・噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
- 警察への届出のない盗難または紛失による損害
- コンピュータなどの誤作動による損害
- 貨物の保管中など*1にテロ行為*2、その他類似の行為およびこれに関連して生じた事故による損害
- 化学兵器、生物兵器、生化学兵器および電磁兵器によって発生した損害

上記のお支払いできない損害に加え、第三者に対する損害賠償責任に対しては、次のような場合にも保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

- 被保険者の使用人や下請負人が業務中に被った身体の障害に起因して負担する損害賠償責任
 - 損害賠償に関し、被保険者と他人との間で特別な約定がある場合に、その約定によって加重された損害賠償責任
 - 被保険者が所有・使用もしくは管理する輸送用具に起因して負担する損害賠償責任(フォークリフトの使用に起因するものを除きます。)
 - 財物事故による使用不能損害などの間接損害にかかる損害賠償責任
 - 被保険者が第三者から借用中の財物の損害にかかる損害賠償責任
 - 排水、排気、じんあいや騒音に起因して負担する損害賠償責任
- *1 通常の合理的な輸送途上にある(輸送待ち、仕分け、配送、積みかえ、荷造り、荷卸しなどの仮置中を含みます。)以外のすべての状態をいいます。(なお、この保険では貨物の保管中は補償されません。)
- *2 政治的、社会的、思想的もしくは宗教的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

上記以外のお支払いの対象とならない損害については、適用約款をご用意しておりますので取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。



事故が発生した場合は

○事故のご連絡

事故が発生した場合には、ただちに次の事項について保険証券記載の取扱代理店または日本興亜損保の営業担当課支社にご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。その後のお手続きについては、その際ご連絡いたします。

- ①事故発生の日時・場所
- ②受託貨物の内容・所有者(荷主様)
- ③事故の状況、原因
- ④輸送に用いられた車両登録番号
- ⑤保険証券番号
- ⑥他の保険契約などの有無(有る場合にはさらにその引受保険会社、保険証券番号など)

○保険金請求にあたってご提出をお願いする書類

(いずれも下記以外に日本興亜損保からご提出をお願いする場合があります。)

(1) 受託貨物に関する損害の場合

- ①保険金請求書(所定の書式があります。)
- ②事故のあった車両の「運転日報」や「送り状」「作業日報」など、輸送・保管内容が分かる書類
- ③「事故証明書」など事故の日時、場所などが分かる書類
- ④荷主様からの「損害賠償請求書」、「納品書」、「修理費請求書」、「廃棄費用請求書」など事故貨物の価格および損害額が分かる書類
- ⑤荷主様の請求内容を容認したことが分かるご契約者の「確認書」(所定の書式があります。)
- ⑥事故品の損害状況が分かる写真(立会の損害調査を行う場合不要です。)

(2) 第三者への損害賠償責任に関する損害の場合

- ①保険金請求書(所定の書式があります。)
- ②「事故証明書」など事故の日時、場所などが分かる書類
- ③賠償を必要とする内容が分かる書類
- 対人賠償……示談書、診断書、休業証明書、治療費明細書
- 対物賠償……示談書、修理費見積書、事故現場の写真

※保険金請求権については、時効(3年)がありますので、ご注意ください。

○保険金をお支払いする時期

上記でお願いした書類すべてをご提出いただいた日を請求完了日としてこの日から計算して次の間に必要な調査を終え保険金をお支払いします。

特別な調査を必要としない場合	30日
専門の調査機関による調査を必要とする場合(主として高額事故の場合)	90日

上記以外の第三者機関の調査を必要とする場合などで60日~180日とさせていただきます。該当する場合には個別にご案内いたします。



消費税の取扱いは

事故の態様はさまざまですが、下記のいずれかに該当する場合には、賠償請求人である荷主様に納税義務が発生しないため、消費税部分は荷主様の負担となりません。このため、トラック賠償責任保険 MAX-MAXでは、運送事業者の皆様が賠償義務が発生しないこの部分はお支払いの対象となりませんので、あらかじめご確認をお願いします。

(1) 「損害賠償金」は、消費税法上非課税であること

このため「損害賠償」として運送事業者に請求を行う限り、その賠償金に消費税が課税されることはなく、賠償請求人に納税義務(=損害)が発生することはありません。したがって賠償金に消費税額を加算して運送事業者に賠償請求を行うことに合理性はありません。

(2) 事故により消費税の課税機会となっている商品の譲渡が行われないこと

消費税は、商品やサービスが「譲渡」された場合に課税され、課税事業者に納税義務が発生します。しかし、事故で商品が全損になった場合には、消費税法でいう「譲渡」ができなくなるため、消費税の課税機会がなく(不課税)、賠償請求人に納税義務(=損害)が発生しません。

※事故貨物を荷主様の自社工場で修理した場合(自家修理)も、修理というサービスを誰にも提供(=「譲渡」)していませんので、同様に荷主様に納税義務が発生しません。

(3) 税法上の課税事業者については、「仕入税額控除」という措置が適用されること

賠償請求人が税法上の「課税事業者」の場合にも、仕入や修理費の支払時、消費税を実際に負担します。

しかし、一時的に負担した消費税は「税額控除」という制度を通じ、納税申告時、納税額から控除されるため、同税の負担を回避することができます。このため、消費税部分は事実上請求人の損害とならないこととなっています。

※荷主様が個人・非課税業者の場合、取扱いが異なる部分がありますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。



損害賠償責任保険における保険金請求権の先取特権は

トラック賠償責任保険MAX-MAXは荷主様から輸送を委託された受託貨物に対する損害賠償責任を補償する保険です。損害賠償責任保険をご契約のお客様(ご契約者)は、日本興亜損保に対する損害賠償金にかかる保険金請求権は、次のとおり制限されます。

- ①この保険で保険金のお支払いの対象となる事故の被害者*1である荷主様は、事故にかかる損害賠償金に関し被保険者が日本興亜損保に対して有する保険金請求権について先取特権*2を有します。
 - ②被保険者が、日本興亜損保に保険金として請求できる額は、次の(ア)、(イ)の額が限度となります。
 - (ア) 被保険者が、被害者である荷主様に損害賠償金を支払った後に、日本興亜損保が被保険者に保険金を支払う場合は、被保険者が支払った損害賠償金の額
 - (イ) 被保険者が、被害者である荷主様に損害賠償金を支払う前に、日本興亜損保が被保険者に保険金を支払う場合は、被害者である荷主様が損害賠償額について承諾した額
 - ③損害賠償金にかかる日本興亜損保に対する保険金請求権を他人に譲渡などをする事はできません。*3
- *1 上記被害者には、トラック賠償責任保険MAX-MAXの第三者賠償責任にかかる被害者も含まれます。
 *2 法定担保物件の一種であり、法律の定める一定の類型に属する債権者が、債務者の一定の財産について他の債務者に優先して事故の債権を回収することができる権利をいいます。
 *3 次の場合に限り、譲渡などを行うことができます。
 ・先取特権を有する者に対して行う場合
 ・上記②の規定により、被保険者が保険金請求権を行使することができる場合

ご注意いただきたいこと

①ご契約時における注意事項(告知義務)

ご契約時には、告知事項について、事実を正確にお申し出ください。ご契約者または被保険者には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出ていただく義務(告知義務)があります。契約申込書に記載された告知事項の内容が事実と相違している場合には、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。告知事項には、前年度の適用売上高(売上高方式の場合)、車両登録番号(車両特定方式の場合)や、ご契約金額(1事故でん補限度額)、同種の危険を担保する他の保険契約の有無などがあります。告知事項については、契約申込書に★印をつけていますので、詳しくは契約申込書・重要事項説明書をご覧ください。

②ご契約後における注意事項(通知義務)

ご契約後に、通知事項に該当する事実が発生した場合、ご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人は、その事実の発生がご契約者または被保険者に責任がある事由による場合はあらかじめ、責任のない事由による場合は遅滞なく、取扱代理店または日本興亜損保に対して書面によりご連絡いただく義務があります(通知義務)。通知事項について取扱代理店または日本興亜損保に対して書面によりご連絡いただけなかった場合やご契約内容の変更に伴い追加保険料が必要となる場合に追加保険料をお払い込みいただけないときは、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。通知事項については、契約申込書に★印をつけた事項の内容に変更を生じさせる事実が発生することなどがありますので、詳しくは契約申込書・重要事項説明書をご覧ください。

③ご契約が解除となる場合について

告知義務違反があった場合や通知義務を怠った場合などの場合には、ご契約者に対する書面によるご連絡により、ご契約を解除させていただく場合があります。解除に際しては、既に経過したご契約期間(保険期間)に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきます。

<ご契約内容については取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。>

取扱代理店は日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

ご契約者の皆様は、取扱代理店を良き相談相手としてご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

●共同保険の取扱い

共同保険契約である場合は、各引受保険会社が引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

幹事保険会社は共同保険特別約款に規定された事項につき、他の引受保険会社の業務または事務の代理・代行を行います。

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合で、ご契約者が個人、小規模法人(常時使用する従業員などの数が20人以下の日本人などをいいます。)またはマンション管理組合であるご契約は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。(2012年11月現在)

「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

*ご契約者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、このパンフレットに記載された内容を必ずその方にもお読みいただくようお願いいたします。

*このパンフレットは「トラック賠償責任保険MAX-MAX」の概要を説明したものです。ご契約手続き・お支払条件その他詳しくは、お近くの取扱代理店または日本興亜損保へお問い合わせください。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
 お客様サポート室 0120-919-498
 受付時間：平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00
 (12/31~1/3を除きます。)
 ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで
 大阪市北区梅田3丁目2番103号
 日通商事株式会社大阪支店
 保 険 部
 電話 (06) 6453-5221
 FAX (06) 6453-9896
 12-23-6U21-L4 2012.12改 2013.09増 5,000 LC12-0423